

# 平成30年度から国民健康保険制度が変わります

平成30年4月から、これまで市町村単位で運営していた国民健康保険制度は、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営することになります。

## ○ 国民健康保険税の税率等の改正予定について

国民健康保険の財政運営主体が北海道へ移行することに伴い、市町村が保険税を賦課・徴収し、都道府県へ国保事業費納付金として納めることになります。

### 税率改正のポイント

#### ● 賦課方式の変更について

幌延町の国民健康保険税は所得割・資産割・均等割・平等割の4方式で計算しています。北海道から示される標準保険税率の賦課方式は、資産割を除いた3方式であること、また、資産割を賦課方式に含めると、収益性のない居住用資産への賦課に対する負担が大きいことや、固定資産税との二重課税感を持たれることなどから、本町の賦課方式を資産割を除いた3方式への改正を予定しています。

各区分ごとの税率改正予定については、下表のとおりです。

		医療分	支援分	介護分	合計
平成29年度 税率	所得割	5.80%	1.80%	1.00%	8.60%
	資産割	39.30%	9.50%	6.90%	55.70%
	均等割	26,000円	6,000円	7,000円	39,000円
	平等割	28,000円	6,000円	6,000円	40,000円
平成30年度 税率（予定）	所得割	4.60%	2.40%	1.30%	8.30%
	資産割	—	—	—	—
	均等割	24,000円	8,000円	9,000円	41,000円
	平等割	20,000円	6,000円	7,000円	33,000円

※平成30年度税率は、北海道に納める納付金から500万円を差し引いて算定しています。なお、原則として3年間補填を行うこととしていますが、北海道から示される納付金や医療給付費の状況により変動する場合があります。

## ○ 保険証や、各種手続き等について

### 各種届出や保険税の納付などは今までどおり行えます！

国民健康保険に加入されている皆さまの各種手続きは変わりません。

保険税のお支払い、国保加入・喪失の届出や療養費などの申請もこれまでどおり行えます。

### 保険証の一齐更新は7月になります！

制度改正に伴い、国民健康保険の「保険証」と70歳～74歳の方がお持ちの「高齢受給者証」が一体化され、有効期限が7月末に統一となることから、現在お持ちの保険証は、平成30年7月までの有効期限となっています。

### 葬祭費が2万円から3万円に引き上げになります

国民健康保険の被保険者が死亡した際に支給される葬祭費について、制度改正により、道内市町村においては3万円に統一されることから、幌延町も4月から3万円に引き上げます。

# 賦課限度額と軽減判定基準額の見直しについて

平成30年度国民健康保険税について、賦課限度額および均等割・平等割の2割・5割軽減に係る軽減判定基準額が下表のとおり改正を予定しています。

#### ● 軽減判定基準額

5割軽減	33万円+(27万円×世帯の被保険者数)→33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(49万円×世帯の被保険者数)→33万円+(50万円×世帯の被保険者数)

#### ● 賦課限度額

医療分限度額	54万円 → 58万円
--------	-------------

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812